

- 【記載事項】**
- **下線**の項目が、区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
 - 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができます。

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び
登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び**適用税率**
- ⑤ **税率ごとに区分した消費税額等**
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び
登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ **税率ごとに区分した消費税額等** *又は**適用税率**

請求書	△△商事㈱																								
第〇〇御中	登録番号 T012345...																								
11月分 131,200円	x ×年11月30日																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>品名</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11/1</td> <td>魚 *</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>11/1</td> <td>豚肉 *</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>11/2</td> <td>タオルセット</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>:</td> <td>:</td> <td>:</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>120,000円 消費税 11,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">8%対象</td> <td>40,000円 消費税 3,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">10%対象</td> <td>80,000円 消費税 8,000円</td> </tr> </tbody> </table>		日付	品名	金額	11/1	魚 *	5,000円	11/1	豚肉 *	10,000円	11/2	タオルセット	2,000円	:	:	:	合計		120,000円 消費税 11,200円	8%対象		40,000円 消費税 3,200円	10%対象		80,000円 消費税 8,000円
日付	品名	金額																							
11/1	魚 *	5,000円																							
11/1	豚肉 *	10,000円																							
11/2	タオルセット	2,000円																							
:	:	:																							
合計		120,000円 消費税 11,200円																							
8%対象		40,000円 消費税 3,200円																							
10%対象		80,000円 消費税 8,000円																							
(3) → * 軽減税率対象																									

スーパー〇〇	東京都…																																			
XX年11月30日	登録番号 T123456...																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">領収書</th> </tr> <tr> <td>ヨーグルト*</td> <td>1</td> <td>Y108</td> </tr> <tr> <td>カッパラーメン*</td> <td>1</td> <td>Y216</td> </tr> <tr> <td>ビール</td> <td>1</td> <td>Y550</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>Y874</td> </tr> <tr> <td colspan="2">8%対象</td> <td>Y324</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(内 消費税額)</td> <td>Y24</td> </tr> <tr> <td colspan="2">10%対象</td> <td>Y550</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(内 消費税額)</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td colspan="2">お預り</td> <td>¥1,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">お釣</td> <td>¥126</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(3) → * 軽減税率対象</td> <td>(5) 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載 ※両方記載することも可能</td> </tr> </tbody> </table>		領収書		ヨーグルト*	1	Y108	カッパラーメン*	1	Y216	ビール	1	Y550	合計		Y874	8%対象		Y324	(内 消費税額)		Y24	10%対象		Y550	(内 消費税額)		50	お預り		¥1,000	お釣		¥126	(3) → * 軽減税率対象		(5) 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載 ※両方記載することも可能
領収書																																				
ヨーグルト*	1	Y108																																		
カッパラーメン*	1	Y216																																		
ビール	1	Y550																																		
合計		Y874																																		
8%対象		Y324																																		
(内 消費税額)		Y24																																		
10%対象		Y550																																		
(内 消費税額)		50																																		
お預り		¥1,000																																		
お釣		¥126																																		
(3) → * 軽減税率対象		(5) 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載 ※両方記載することも可能																																		

* ⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回ずつとなります。 ⇒ 「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理についてはP8

セブン-イレブン
衆議院第二議員会館店
東京都千代田区永田町二丁目1番2号
電話：03-3507-8688 レジ#1

事業者登録番号T3010502017851
2023年10月10日(火) 15:03 貴010

名簿 **ル** **イ** **書**

森永リムテクノロジー	8510x 2	*1,020
小計(税抜 8%)		¥1,020
消費税等(8%)		*81
合計		¥1,101
(税率 8%対象)		¥1,101
(内消費税等 8%)		*81
お預り		¥1,101
お釣		*0
お買上明細は上記のとおりです。 [*]マークは軽減税率対象です。		
伝票番号 231-010-123-5026		

**有限会社ダイナエイトの情報****最新情報****登録番号**

T3010502017851

* 登録記法人など法人番号が指定されている場合は、「法人番号公表サイト」において登録番号の「T」を除了して13桁の番号で検索することができます。

[法人番号公表サイトへ](#)**氏名又は名称****有限会社ダイナエイト****登録年月日**

令和5年10月1日

本店又は主たる事務所の所在地

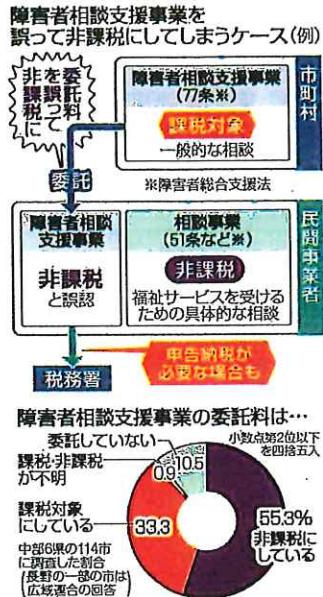
東京都台東区上野2丁目11番10号

最終更新年月日

令和4年6月14日

障害者相談支援 委託料の消費税

V 消費税の納稅 消費税の課稅
対象事業を行つてゐるに誤つて非課稅と判断してない大事業者にはなるべく選んだ事業者。課稅事業者でなければ消費税を申告納稅する義務はない。消費税は課稅対象の発売する上業者でも、納稅が必要な場合こそうがない場合がある。納稅が必要なのは原則過去の一定期間、課稅対象の売り上げが年10000万円を超える課稅事業者か、10000万円以下でも課稅事



自治体が障害者総合支援法に基づいて社会福祉法人などを委託した社会福祉事業について、本紙が中部六県の全吉十四市を調査したところ、半数超の六十三市が委託料の消費税を譲って非課税としていることが分かった。事業者との契約書に非課税と明記した例もある。消費税分を納めていない事業者は納税を迫られる可能性があり、議者は政府の周知不足を問題視している。(文部省第一部)――(通電)

自治体半数超 非課税と誤認

国税庁などが統一見解を

税理士の松田和久愛知大大学院教授の話 福祉関係の事業では、課税問題で混迷するケースが非常に多い。消費税だけではなく法人税においても長年、「福祉は収益事業ではない」と考えて申告納税の必要性を知らない事業者が少なくなかった。今回のケースでは自治体ですら判断が異なるのに、事業者が正確に知りえるかは疑問だ。官から民へ業務委託される事業が幅広い分野で行われる中、今回のような問題は氷山の一角だろう。国税庁と厚生省が協議して統一的な見解を広く知らせるべきだ。

上の三十一市、岐阜が一市、
市つのうち二市、三重
十四市のうち五市。長野
三市、福井と滋賀は各二
市が非課税としていた。

ているに過ぎない。同法第五条
に基づき、複数サービ
スを受けるための計画づけ
りなどを具体的に相談する
事業で、市町村は実施主体
ではない。社会福祉事業の
扱いとなり、消費税法の基
本通達で非課税となつて
る。

この非課税の相談事業を
には過去五年分をさかのほ
く非課税だと誤認した事
業者は税金を不要と判断し
ているからである。

しかし、本来は課税対象
なので委託料に含まれる消
費税分から、仕入れにかかる
申告して納税しなければな
らない場合がある。一般的

つて修正申告する。
障害者等全般法七七条
に基いて相談支援事業につ
いて、国税は「法律で非
課税と示されている社会保
祉事業の取引に当つてはまつ
す課税対象。原則的にはまつ
たる外の場合は関係がない
く、該務事業者であれば必
要な修正申告をしてもら
う」と説明。厚労省障害者福
祉課の担当者は「市町村など
から問い合わせがあるので
で迷いはあると思う」とし
つつ、「相談的には状況を握
り、把握していない」と述べ

出典：中日新聞 2023年7月2日付

障害者相談支援 自治体も税務署も混乱

障害者相談支援事業の委託料で消費税を非課税としている中部6県の市

愛知	岐阜	三重	長野	本紙調べ
38市中 31市	21市中 12市	14市中 1市	19市中 3市	
名古屋市 小牧市	岐阜市 大垣市	四日市市 伊勢市	松本市 須坂市	
豊橋市 稲沢市	高山市 多治見市	鈴鹿市 尾鷲市	塩尻市	
岡崎市 新城市	多治見市 美濃加茂市	志摩市		
半田市 東海市	山県市 瑞穂市			
春日井市 大府市	郡上市 下呂市			
豊川市 知多市	海津市			
津島市 知立市				
碧南市 刈谷市				
刈谷市 豊田市				
豊田市 愛西市				
安城市 清須市				
西尾市 北名古屋市				
蒲郡市 弥富市				
犬山市 あま市				
常滑市 長久手市				
江南市				

「非課税です。近隣市町も同様です」。十年前から、愛知県尾張地方の自治体から相談支援事業を受託してきたNPO法人は昨冬、委託料が課税対象かどうかを自治体に問い合わせ、こう明言された。

消費税の新ルール「インボイス制度（適格請求書等保存方式）」が今秋導入されると前に、売り上げの課税関係を点検していたところ、管轄の税務署に尋ねても、同じ回答を得たという。

市町村が民間事業者に委託する障害者の相談支援事業で、消費税の課税対象となつてない委託料を非課税として契約している問題は、消費税を納める事業者と納めない事業者が混在する不公平な状況を生み出している。自治体や税務署に「非課税」と言われた後に「課税対象だ」と説明が変わった事業者もいて、困惑の色を深めている。（安福晋一郎）

（1面参照）

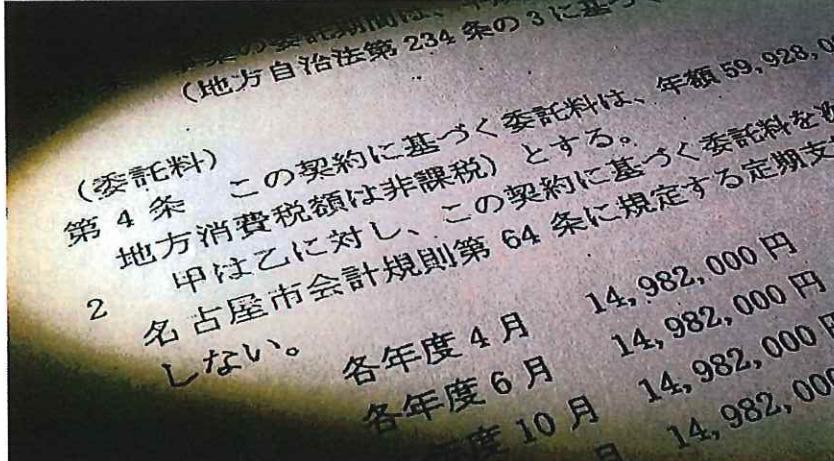
課税に差戸惑う事業者

によって課税か非課税かの対応が異なることに「納税する事業者がばかり見る」とにならないか」と、ふんぞり返る。本紙が実施した中部六県（愛知、岐阜、三重、長野、福井、滋賀）の全百十市町の調査では、誤って課税対象だと伝えられた。いすぎた過去五年分の五百万円近くが返金される」とみて、関係者は喜んだ。ところが「六ヶ月後、自治体の担当者から「結論が変わった」と連絡があり、一転して課税対象だと伝えられた。

NPO法人は消費税分を申告納税していたため、払った過去五年分の五百万円近くが返金される」とみて、関係者は喜んだ。ところが「六ヶ月後、自治体の担当者から「結論が変わった」と連絡があり、一転して課税対象だと伝えられた。

行政の混乱した説明の影響を受けるのは、委託先の事業者だ。法人の男性理事は、同じ事業なのに自治体

が半数超に上った。このうち複数の自治体は、消費税法の基本通達で非課税と定められている「社会福祉事務所」に該当するか、これに準ずる事業とみなしていると回答。非課税の判断をする税務署に確認した」とする自治体もあった。



委託料について消費税が非課税と記載されている名古屋市の契約書

（委託料）第4条 この契約に基づく委託料は、年額 59,928,000円 地方消費税額は非課税とする。申は乙に対し、この契約に基づく委託料を交付しない。名古屋市会計規則第64条に規定する定期支拂いである。各年度4月 14,982,000円 各年度6月 14,982,000円 各年度10月 14,982,000円 各年度12月 14,982,000円

名古屋市は、市内に複数の相談支援センターを設け、社福法人などに運営を委託している。本来は課税対象の事業だが、本紙が情報公開請求で入手した委託契約書には「非課税」と記載されていた。市の担当者は「契約当時にどう判断したのか明確ではないが、委託先是（非課税）と記載されていた。市

の担当者は、社福法人などを運営を委託しておらず、非課税と判断したのが明確ではない」と説明した。

名古屋市から委託を受けた団体の担当者は、「契約当時にどう判断したのか明確ではないが、委託先是（非課税）と記載されていた。市